

福智町罹災証明書等交付要綱

令和3年11月11日

要綱第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下、「法」という。）第90条の2第1項の規定に基づき、町長が交付する罹災証明書又は罹災届出証明書（火災に係るものを除く。以下「証明書等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 法第2条第1号に規定する災害（火災に起因するものを除く。）をいう。
- (2) 住家 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (3) 非住家 官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣、事務所、倉庫、物置、工場等の住家以外の建物をいう。ただし、これらの建物に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
- (4) 動産等 自動車、家財道具等であって、住家及び非住家以外のものをいう。

(証明書等の種類)

第3条 証明書等の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 罹災証明書（様式第1号） 住家の被害の程度について証明するものをいう。
 - (2) 罹災届出証明書（様式第2号） 住家又は非住家、動産等について、罹災したことについて町長に届け出たことを証明するものをいう。
- 2 町長が罹災証明書で証明する被害の程度は、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）とし、浸水被害がある場合は、床上浸水（土砂堆積等を含む）又は床下浸水（土砂堆積等を含む）の別を記載することとする。

(証明書等の交付の申請)

第4条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書等交付申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- 2 罹災届出証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書等交付申請書（様式第3号）に町長が必要と認める書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない理由があると町長が認めたときは、この限りでない。
- (1) 被害場所の位置図
 - (2) 被害の状況が確認できる写真
 - (3) その他町長が必要と認める書類

(証明書等の交付申請の期間)

第5条 証明書等の申請に係る期間は、災害が発生した日の翌日から起算して90日とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 災害による被害が大きく申請に時間を要すると認められるとき。
- (2) 申請者が災害発生後に長期入院等により長期間にわたり不在であると認められるとき。
- (3) その他町長が特に認めるとき。

(証明書等の申請者の範囲)

第6条 証明書等の申請者は、次の各号のいずれかに該当する者又はその同一世帯人が行うことができる。

- (1) 罹災した住家の居住者又は住家及び非住家の所有者
- (2) 罹災した動産等の使用者又は所有者
- (3) その他町長が適当と認めた者

2 証明書等の申請は、代理人に委任することができる。この場合においては、代理人は申請時に委任状(様式第4号)を町長に提出しなければならない。ただし、申請者の同一世帯人が代理人の場合は、これを省略することができる。

3 第1項又は前項の規定により申請書を提出する者は、町長に対し、運転免許証、マイナンバーカード、パスポートその他本人であることを確認できるものを提示しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(実地調査)

第7条 町長は、罹災証明書の交付申請があったときは、住家の被害の実地調査を行うものとする。

2 前項に定める実地調査は、申請者から被害状況を示す写真等(当該申請者が被害のあった箇所を既に修復している場合にあつては、申請者が被害の状況を示す写真及び当該修復の費用に係る請求書、領収書又は見積書等)の提出があった場合は、これを省略することができる。

3 第1項に定める実地調査は、立入調査とする。ただし、次に該当する場合は、立入調査を外観調査に代えることができる。

- (1) 大量の罹災証明書を短期間のうちに交付する必要がある場合
- (2) 被害の状況により立入調査を要しないと判断した場合

4 第1項に定める実地調査及び被害の程度の認定については、国が定める基準に基づいて行うものとする。

(証明書等の交付)

第8条 町長は、第4条第1項の規定により提出された申請書及び前条の被害状況の調査等に基づき、適当と認めたときは、罹災証明書を交付する。

2 町長は、第4条第2項の規定により罹災届出証明書の交付の申請があった場合は、申

請内容を審査又は、必要に応じて実地調査を行い、適当と認めたときは、罹災届出証明書を交付する。

(証明書等の特例)

第9条 証明書等の様式がその提出先において特に定めがある場合には、当該様式への証明をもって前条の交付に代えることができる。

(再調査)

第10条 罹災証明書の交付を受けた者が、当該証明書により証明された罹災の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して30日以内に、被害認定再調査申請書(様式第5号)に当該証明書を添付して町長に再調査を申請することができる。ただし、再調査の申請は、同一の罹災につき2回を限度とする。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、申請内容を確認し、適当と認めたときは、再調査を行う。

3 前項の再調査による結果は、申請者に速やかに通知するものとする。

(証明書等の取消し)

第11条 町長は、証明書等を交付した後に、第4条及び前条に係る申請の内容に偽りがあると認められたとき、又はその他不正の手段により証明書等の交付を受けたと認められるときは、当該証明書等の交付によって証した事項を取り消すものとし、遅滞なく、その理由を示して、交付を受けた者に通知するものとする。

2 前項の規定により証した事項を取り消されたときは、当該取消しに係る証明書等の交付を受けた者は、直ちにその証明書等を町長に返還しなければならない。

(手数料)

第12条 証明書等の交付に係る手数料は、福智町手数料徴収条例(平成18年福智町条例第56号)第5条の規定により免除する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則(令和5年1月16日要綱第1号)

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。